

町田市生涯学習審議会の概要について

町田市生涯学習審議会条例

平成23年6月30日

条例第29号

生涯学習部生涯学習総務課

(設置)

第1条 町田市における豊かな生涯学習社会の実現に資するため、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、町田市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2022年度は、計3回の会議を予定しています。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 生涯学習の振興及び社会教育（体育及びレクリエーションの活動を含む。以下同じ。）に関する基本方針を立案すること。
- (2) 生涯学習及び社会教育に関する施策及び事業を評価すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 町田市社会教育委員の設置に関する条例（昭和33年10月町田市条例第51号）に規定する社会教育委員 8人以内

(2) 生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表 5人以内

(3) 公募による市民 2人以内

第6期の内訳は、次のとおりです。

①社会教育委員【7人】

- 学識経験者（2人）
- 学校教育の関係者（2人）
- 社会教育の関係者（2人）
- 家庭教育の向上に資する活動を行う者（1人）

②生涯学習または社会教育の関係機関の代表【5人】

- 生涯学習センター運営協議会委員（1人）
- 図書館協議会委員（1人）
- 文学館運営協議会委員（1人）
- 社会福祉協議会（1人）
- 地域活動サポートオフィス（1人）

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、4回を限度とする。

第6期の任期は、2024年3月31日までです

（臨時委員）

第5条 教育委員会は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、第3条第2項第1号に掲げる委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。